

令和7年10月10日

令和7年

上毛町農業委員会10月期定例総会議事録

上毛町農業委員会

上毛町農業委員会10月期定例総会議事録

1. 日 時 令和7年10月10日 (金) 午前9時00分

2. 場 所 上毛町役場 第一會議室

3. 出席委員及び欠席委員

出席委員 17名 欠席委員 5名

●出席委員の氏名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1番	古原 修	○	15番	水嶋 久夫	○
2番	小林 博一	○	16番	矢岡 洋	○
3番	河津 圭一	欠	17番	前田辰次郎	欠
4番	別府 義一	○	18番	八ツ繁秀也	○
5番	熊谷由美子	○	19番	磯田 三好	欠
6番	坪根 和男	○	20番	谷上 重行	○
7番	久保 博文	○	21番	松川 清	○
8番	宮秋 伸一	欠	22番	山本 直子	欠
9番	福田 政典	○			
10番	中森 博通	○			
11番	常慶 崇裕	○			
12番	久元ますみ	○			
13番	越原 幸治	○			
14番	宮本 健一	○			

●事務局 事務局長 野添 雄二 ○
林 充彦 ○
高橋 秀典 ○

4. 議 案

議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について

議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について

議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について

議案第41号 農地パトロールの結果について

5. その他 ・次回定例総会 令和7年11月10日(月)

会議の経過

令和7年10月10日(金)午前9時00分開会

議長 みなさんおはようございます。

本日は、農業委員会10月期定例総会を開催致しましたところ、委員のみなさまにおかれましては何かとご多用の中、ご出席くださいまして誠にありがとうございます。

本日は、河津委員、前田委員、磯田委員、宮秋委員、山本委員から欠席の連絡がありました。

上毛町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、只今から10月期定例総会を開催いたします。

議事録署名委員を指名いたします。

議席5番 熊谷委員、議席4番 別府委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

それでは議案の審議に入ります。

議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 はい。資料の2ページをお願いします。

議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。

契約の種類は売買で、申請農地は大字東下631番4、地目は畠で、面積は63m²です。

譲渡人は、大字東下の○○さんで、譲受人は、大字東下の○○さんです。

譲受人の権利取得後の経営農地面積は、63m²です。

次のページに農地法第3条調査書を添付しております。

同法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。

位置図、箇所図は4、5ページのとおりです。

申請農地は大字東下地内の、圃場整備により換地された畠でございます。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。

本案件については、常慶委員が地区担当委員となっていますが、いかがでしょうか。

常慶委員 事務局の説明のとおりです。

特に問題はないと思いますのでご審議の方よろしくお願ひします。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(質疑なし)

ないようすで採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。

全会一致により、議案第38号については原案のとおり可決決定されました。

議長 つづきまして、議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題といたします。

なお、○○委員は当事者でございますので、一時退席をお願いします。

(○○委員退席後)

事務局説明をお願いします。

事務局 資料6ページをお願いします。

議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。

契約の種類は売買で、申請農地は大字原井530番1、845番、地目は畠と田で、面積は計2,816m²です。

譲渡人は、大阪市の○○さんで、譲受人は、大字原井の○○さんです。

○○○○○○○○○でございます。譲受人の権利取得後の経営農地面積は、93,053m²です。

次のページに農地法第3条調査書を添付しております。

同法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。

位置図、箇所図は8、9ページのとおりです。

申請農地は大字原井地内の、未整備の畠と圃場整備田でございます。これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。

本案件については、久保委員が地区担当委員となっておりますがいかがでしょうか。

久保委員 はい。事務局説明のとおりでございます。審議の方よろしくお願いします。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(質疑なし)

ないようすで採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。

全会一致により議案第39号については、原案のとおり可決決定されました。

事務局は○○委員を呼び戻してください。

議長 つづきまして、議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 資料10ページをお願いします。

議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてでございます。

申請農地は大字垂水1783番4、地目は田で、面積は207m²です。

申請人は、大字垂水の○○さんで、理由としては、隣接する宅地と併せて建売住宅1棟、宅地分譲7区画を建築、造成して販売するためです。

一般基準としての転用の確実性については、資金計画書、事業計画書等により確実と思われます。付近の農地に対する被害の有無については、水利関係者の承諾を得ており、隣接農地はありません。農地の区分は第2種農地であり、許可可能と判断します。

箇所図、位置図は11、12ページのとおりでございます。

申請農地は、大字垂水地内、垂水団地跡地と集会所跡地に接する未整備の田でございます。

12ページ赤い線が農地転用の申請地、黄色い線が広い方が垂水団地跡地、狭い方が集会所跡地でございます。これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。

本案件については、河津委員が地区担当委員となっておりますが、欠席ですので事務局からお願いします。

事務局 はい。河津委員からは特に問題等についてお聞きしておりません。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。よろしいですか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。

全会一致により議案第40号については、原案のとおり可決決定されました。

議長 つづきまして、議案第41号 農地パトロールの結果についてを議題といたします。
事務局説明をお願いします。

事務局 資料の13ページをお願いします。

それから、お配りしております別冊の写真資料も併せてご覧ください。

議案第41号 令和7年度農地パトロールの結果についてでございます。

今年度は、8月27日、28日、9月1日、2日の4日間、委員の皆さんにご確認いただきたい農地について現地を立会いしていただきました結果、22箇所81筆について、耕作中の農地が3筆、保全管理された農地が61筆、非農地が17筆と判断されました。

地区ごとに概要を申し上げます。総会の資料の方は、14ページをお開きください。

南吉富地区は、5箇所10筆を現地確認し、8筆を保全管理された農地、2筆を非農地と判断いたしました。非農地判断した2筆の詳細は、写真資料をめくっていただきまして1ページ、2ページこちらをご覧ください。

大字宇野598番及び603番1につきまして再生利用困難な非農地と判断しております。

次に総会資料の15ページをご覧ください。

西吉富地区は、6箇所25筆を現地確認し、2筆を耕作中の農地、11筆を保全管理された農地、12筆を非農地と判断しております。このうち、非農地判断した12筆の詳細を申し上げます。

写真資料は13ページをご覧ください。

写真の上の方に位置する小さな三角形の2筆、こちらが矢方615、616番でございますが、こちらを非農地と判断しております。

次に写真資料の方の22ページをご覧ください。こちらが尻高188番1から193番まで10筆、こちらにつきまして非農地と判断しております。現地確認時の写真等は、23、24ページに、こちらの方に収めております。

次に友枝地区へまいります。総会資料の方は16、17ページをご覧ください。

友枝地区は、7箇所34筆を現地確認し、1筆を耕作中の農地、30筆を保全管理された農地、3筆を非農地と判断いたしました。このうち非農地判断した3筆は17ページにございます。

写真資料は38ページから40ページをご覧ください。こちら西友枝の2829番、2834番1、2835番4につきまして再生利用困難な非農地と判断しております。

次に総会資料の方は18ページをご覧ください。一番最後のページでございます。

唐原地区は、4箇所12筆を現地確認し、全12筆を保全管理された農地と判断をしております。このため非農地判断した農地はございません。

以上のとおり現地確認の結果を報告させていただきます。皆様の承認をお願いいたします。
以上でございます。

議長 事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はございませんでしょうか。

越原委員 ちょっといいですか。保全管理ですが、大木が畠の中にある場合に伐採してくれと要望があった場合ですね、農業委員会で出来るんですか。

事務局 個人の所有する土地の中の木のことですので、なかなか行政指導的に切ってくださいと言うのは、難しいとは思います。通常の宅地から伸びる木が隣にかかってと言う場合でも、そう言った苦情が出ていますと言う事はお伝えはこれまでもしているんですけども、農地であれば当課から、農地でなければ住民課となっておりますが、そうでなければお互い同士のやりとりとなってこようかと思います。

議長 よろしいでしょうか。

越原委員 あまりよろしくないけど。保全管理であれば農地にしなさいとか言うのは当然ないと思うけど、いつまでたっても現状は変わらないまま過ぎていくからね。そういう面はどうにかしないのかな、と思ってね。せっかくの土地を有効活用しないといかんやろうけね、行政がそういうのは出来ないのかと思ってね。地権者がやっぱり畠なら畠を復旧するような努力をしないとね、何のための現地調査行って終わっていいのかな、と思ってね。

議長 保全管理されてる田はいいとして、非農地にされて木とか生えてよそ様にご迷惑がかかるのはいかがなものかと。それは農業委員会としては、非農地ではなくて家の方にどうかしてくれと。

事務局 非農地判断した農地と言うのは、農地法上の農地からは外れることになります。ですのでその後そこが原因で周辺に悪影響があつて苦情等が出ているということがあれば、通常の先に申し上げました、例えば宅地から伸びてる枝とか木とかですね、そういうケースと同様に農業委員会ではなく、住民課から伐採のお願いをするかたちになって参ります。

非農地判断すると農地法上の農地ではなくなりますので、後は、実際には事務上の産業振興課

と住民課で調整はしますけれども基本的には住民課の方で悪影響のある木を切ってくださいとか伐採してください、という依頼になろうかと思います。

越原委員 非農地は問題ない。非農地以外、保全管理が依頼したら出来ますか。

議長 うちらも依頼して元家に切ってもらつたことがありますよ。

越原委員 そういうこと出来ませんか、という話やない。木があるからね。農地と農地ですから。

議長 強制執行は出来んのやね。

事務局 出来ないです。

議長 要望だけやね。役場としては、農業委員会としての要望だけやね。

越原委員 近辺の方に影響があるからですね、伐採してもらいたいという要望は出来るはね。

議長 けど、実際するかどうかは元家ですね。

要望はしてもいいんやね。

越原委員 ちょっといいですか。今疑問に思うのはね、非農地に出来ない理由は何かあるんですか。今保全管理が出てましたけど。

事務局 ここは非農地に出来ないとか、はっきりしたものはございません。ただ一つは例えば集団性のある広い農地の真ん中とか、中に1筆だけ木が茂るところまで荒れてしまつてる農地、ただそこを非農地としましたときに、申し上げましたとおり非農地判断してしまうと農地法のくくりから外れます。そうすると例えばそこを転用しようとする時、農地ではなくて他のものに転用しようとするときに制限が出来なくなりますので場合によって周辺の営農に悪影響があるような施設ができるということも可能にはなつてまいります。

そのため、農地として残しておかないと集団性というものに影響が出てくるケースであれば、多少荒れていても農地として残そうという判断になるケースもございます。

越原委員 なるべく農地を残そうということ。

事務局 そうですね。

議長 他に何かございませんか。

事務局 補足いたします。農地法自体がですね農地を守っていくというのが根幹にはありますので、基本的には維持管理をしてどうにか維持をしてもらうようにお願いをするところでございます。

議長 他はよろしいですか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。

全会一致により議案第41号については、原案のとおり可決決定されました。

議長 以上で本日予定していた議案の審議は終了いたしました。

その他について事務局からお願いします。

事務局 ではその他について申し上げます。

先月お知らせしました全国農業新聞の記事ですが、事務局で検討させていただき、大字原井の株式会社HFさんを取材させていただきました。

10月17日号に掲載予定ですので、ぜひご覧くださいますようお願いいたします。

次回の定例総会は、11月10日月曜日の開催予定でございます。

当日は、活動記録簿を提出してくださいますようお願いします。

事務局からは以上でございます。

議長 委員の皆様から何かございませんか。よろしいですか。

それではこれで10月期定例総会を終了いたします。

ありがとうございました。

令和7年10月10日 午前9時30分閉会